

令和元年6月25日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03304

研究課題名（和文）君主制原理の生成と展開

研究課題名（英文）The Emergence and Developments of the Monarchical Principle

研究代表者

長谷部 恭男（Hasebe, Yasuo）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：80126143

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：君主制原理のフランスでの確立とドイツ諸邦への伝播、さらに同原理の明治日本への継受の経緯については、これを内外の文献をもとに改めて明らかにすることができた。また、大日本帝国憲法下における君主制原理（天皇主権原理）と国家法人理論との相剋についても、単にイデオロギー的な対立としてではなく、それぞれの見地から内在的に理解される理論的な対立として分析することができた。さらに、君主制原理に由来する現代日本公法学の諸理論・諸概念の現時点における妥当性についても、こうした歴史的経緯に照らした一定の評価を加えることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

君主制原理はフランスの1814年憲章で定式化され、ドイツ諸邦に伝播した後、大日本帝国憲法に天皇主権原理として採り入れられた。現代の日本公法学上の諸理論・諸概念の中にも君主制原理に由来するものが少なくない。しかし同原理についてはその天皇主権原理との異同を含めて、日本の公法学内部においてさえ関心が払われることは稀であった。本研究は、君主制原理の起源とその日本への継受、その過程での同原理の変容に焦点を当てることで、同原理の歴史的意義を改めて明らかにし、また、現代日本の公法学における同原理の意義をもある程度、明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）：The emergence of the monarchical principle in the outset of the 19th century and its reception in various states in Germany were elucidated. Also elucidated was the reception of the process of the same principle in the Meiji Japan. The opposition between the monarchical principle and the state-corporation theory was analyzed not only as an ideological dispute but also a doctrinal controversy from each viewpoint. The author could evaluate the contemporary values of various doctrines and concepts deriving from the monarchical principle.

研究分野：公法学

キーワード：君主制原理 国家法人理論

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

全国家権力は本来、君主に帰属するが、君主はその行使にあたって自らが憲法を制定し、その憲法に従って権力を行使するという君主制原理は、フランス 1814 年憲章で定式化され、ドイツ諸邦に伝播した後、大日本帝国憲法に受け継がれた。天皇主権原理を表明するものとされる同憲法第 4 条「天皇八国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」は、君主制原理の根幹を忠実に再現するものである。しかし、日本の公法学においては、君主制原理に対する関心はほとんど存在せず、天皇主権原理との異同についても、また同原理が公法学のさまざまな法理に与えた影響についても、関心を寄せる研究者は稀であった。

2. 研究の目的

本研究は、君主制原理の起源と系譜を明らかにするとともに、同原理に由来する諸理論・諸概念の、現時点における妥当性を見定めることを目的とする。日本の公法学における理論や概念の多くは、ドイツの近代公法学へと遡ることができるが、その中には、君主制原理へとさらに遡ることのできるものが少なくない。本研究では、フランス 1814 年憲章を起源とする君主制原理の形成の経緯、その後、ドイツの各邦に伝播した過程での変容、さらには明治日本への同原理の継受と発展・展開の経過をたどるとともに、ゲルバー、ラーバント等の国家法人理論を受容した美濃部公法学と同原理との理論的対抗関係を明らかにしようとした。自覚されることの少ない日本公法学の諸理論・諸概念の歴史的系譜を明らかにし、それらの現時点における妥当性の解明を目指した。

3. 研究の方法

第一に、君主制原理に関する内外の諸成果を渉猟し、フランスおよびドイツにおける君主制原理の確立と変容の過程を明らかにした。さらに、その結果を大日本帝国憲法の制定の過程および同憲法下での学説の発展と照らし合わせ、比較検討することで、同憲法下での君主制原理の受容と変容の過程をたどった。近代ドイツ公法学から継受された公法学上の理論としては、国家法人理論も際立っている。本研究では、同理論の主唱者であった美濃部達吉に焦点を当て、彼が君主制原理（天皇主権原理）の何を否定し、何をいかなる形で認容したかをも分析の対象とする。ゲルバー、ラーバントによって確立されたドイツ近代公法学は、私法学からさまざまな概念・法理を導入することで、公法学の「学」としての確立を目指した。主要な手段とされたのは、国家を法人として把握し、国家をめぐる諸現象を主権の帰属する国家からの授権、国家諸機関の並立・従属関係、国家諸機関による国家意思の形成とその執行等として分析することであった。美濃部もそうした国家法人理論の法理や概念だけでなく、そうした理論によっては説明不可能な言説を、天皇主権原理をも含めて、法学の世界から放逐することを目指した。

第二に、そうした研究成果をもとに、日本国憲法下における公法上の諸理論・諸概念のうち、侵害留保理論、権限推定法理等、君主制原理と密接な関係を有する理論や概念の現時点における妥当性を計測することを試みた。侵害留保理論については、議会の立法権を枠づけ、他の国家諸機関による国民の権利への関与を限定する法理としてなお有用であるが、憲法典上、帰属の明らかでない権限を国会の権限と推定する法理は、全国家権力が君主に本来帰属するとの君主制原理の下ならともかく、憲法から授権された権限のみを保有する国会に関して、こうした法理を適用する余地は考えにくい。

研究の方法としては、文献の渉猟とその検討に加えて、国際憲法学会の世界大会やメルボルン大学比較憲法研究センター等、国内外での学術交流の機会をとらえて、内外の研究者との情報・意見の交換を行った。また、国外の学会での研究発表や英文による研究成果の公表についても、積極的に取り組んだ。

4. 研究成果

君主制原理のフランスでの確立とドイツ諸邦への伝播、さらに同原理の明治日本への継受の経緯については、これを内外の文献をもとに改めて明らかにすることができた。また、研究の方法において述べたように、大日本帝国憲法下における君主制原理（天皇主権原理）と国家法人理論との相剋についても、単にイデオロギー的な対立としてではなく、それぞれの見地から内在的に理解される理論的な対立として分析することができた。さらに、君主制原理に由来する現代日本公法学の諸理論・諸概念の現時点における妥当性についても、やはり研究の方法で触れたように、こうした歴史的経緯に照らした一定の評定を加えることができた。

The emergence of the monarchical principle in the outset of the 19th century and its reception in various states in Germany were elucidated. Also elucidated was the reception of the process of the same principle in the Meiji Japan. The opposition between the monarchical principle and the state-corporation theory was analyzed not only as an ideological dispute but also a doctrinal controversy from each viewpoint. The author could evaluate the contemporary values of various doctrines and concepts deriving from the monarchical principle.

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

Yasuo Hasebe, Book Review: *We the People* by Chaihark Hahm and Sung Ho Kim, *Asian Journal of Comparative Law*, Volume 11, issue 2 (2016), pp. 329-334. 査読有

〔学会発表〕(計4件)

Yasuo Hasebe, 'Constitutional Revolution, Legal positivism, and Constituent power', at the Conference on Revolutionary Constitutionalism, at Yale law School, on 24 August 2018.

Yasuo Hasebe, 'Imposed Constitutions', at the 10th world congress of the International Association of Constitutional Law in Seoul, on 20 June 2018.

Yasuo Hasebe, 'The Validity of Emergency Powers in Japan: Should the Japanese Government be Granted Emergency Powers?' at the 10th world congress of the International Association of Constitutional Law in Seoul, on 19 June 2018.

Yasuo Hasebe, 'Imposed Constitutions', at Centre for Comparative Constitutional Studies, at the University of Melbourne, on 16 August 2016.

〔図書〕(計6件)

Yasuo Hasebe, 'Constitutional Borrowing: The Case of the Monarchial Principle', in *New Developments in Constitutional Law: Essays in Honour of Andras Sajó*, eds. Iulia Motoc et al. (Eleven International, 2018), pp. 179-190.

長谷部恭男 『比較不能な価値の迷路 リベラル・デモクラシーの憲法理論』〔増補新装版〕(東京大学出版会、2018年4月)205頁

長谷部恭男 『憲法』〔第7版〕(新世社、2018年2月)481頁

長谷部恭男 「大日本帝国憲法の制定 君主制原理の生成と展開」同編『論究憲法 憲法の過去から未来へ』(有斐閣、2017年5月)3-15頁

長谷部恭男 『憲法の論理』(有斐閣、2017年5月)233頁

長谷部恭男 『憲法の理性』(東京大学出版会、2016年4月)251頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号（8桁）:

(2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。